

電気供給業を行う法人の事業税（収入金額課税）について

電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準は、当該事業年度の収入金額とされています。

このため、法人が再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して発電事業（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を行うなど電気供給業を行う場合、各事業年度の法人事業税は収入金額を課税標準として事業税額を算定し、申告していただくようになります。

課税標準となる収入金額の算定

収入金額（課税標準）＝当該事業について収入すべき金額の総額 － 控除金額

当該事業について収入すべき金額の総額とは？

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。

- 各種電灯料収入
- 遅収加算料金
- 電球引換料
- 諸機器貸付料
- 諸工料
- 設備貸付料
- 各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）
- せん用料金
- 配線貸付料
- 受託運転収入
- 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入

控除金額とは？

当該事業について収入すべき金額のうち、主なものは以下のとおりです。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 保険金
- 不用品の売却による収入金額
- 需要者等その施設によつて便益を受ける者から収納する金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料
- 固定資産の売却による収入金額
- 有価証券の売却による収入金額
- 受取利息、受取配当金
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

税額計算

税区分	課税標準	税率	
		平成26年9月30日まで に開始する事業年度	平成26年10月1日以後 に開始する事業年度
法人事業税（収入割額）	収入金額	0.7%	0.9%
地方法人特別税	法人事業税収入割額	81.0%	43.2%

申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については、通常申告書に添付する書類と併せて、以下の書類の添付が必要となります。

- ◎収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ◎貸借対照表及び損益計算書

電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合の事業税額の算定

【原則】

電気供給業（収入金額課税）と電気供給業以外の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算してそれぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算額により申告納付してください。

【例外】

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主体事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。

*従たる事業のうち「軽微なもの」の判定…事業の実態に即して行うべきものですが、以下の要件にすべてあてはまる場合は、これに該当するものとみなして差し支えないものとされています。

- ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の一割程度以下であること
- ・事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものであること

収入金額課税に関するQ&A

Q1 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人が課税標準を区分計算する際、両事業部門に共通する収入金額または経費がある場合はどのような取扱いになりますか？

A1 電気供給業（収入金額課税）と電気供給業以外の事業（所得等課税事業）の両事業部門に共通する収入金額または経費がある場合は、これらの共通収入金額または共通経費を両事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によって按分した額により所得等課税事業の所得または付加価値額を算定してください。

Q2 法人事業税収入割を申告納付すべき法人の場合、中間（予定）申告は必要ですか？

A2 法人事業税収入割を申告すべき法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税について中間（予定）申告納付する義務があります。

※詳細は大分県税事務所までお問い合わせください。